

P Aクラブの規則

第1条 名称

当クラブの名称は‘P Aクラブ（以下クラブ）’とする。

第2条 目的

当クラブの目的はP e t a i rの飛行機を使用して飛行を楽しみ、クラブ員相互の親睦を図り、クラブ員の技量を上げる事を目的とする。

第3条 事務所

クラブ事務所はクラブ会長宅に置く。

第4条 入会

入会希望者は 別に定める書式にて入会申込みをした後、会長又はその代理の承認を得て会員とする。

第5条 会員名簿

当会の会員は別紙の会員名簿に依る。

第6条 会費

年会費は1, 0 0 0円とする。会費が払われない年は休会扱いとなる。

第7条 退会

会員は、退会を申し出たとき、または除名のときは会長の承認をえて資格を失う。

第8条

次の各号のいずれかに該当するとき、会長またはその代理は当該会員を除名することが出来る。

- (1) 当会の名誉を著しく傷つける行為があった時。
- (2) 当会の信用失墜させる行為があった時。
- (3) 当会設立の趣旨に反した行為があった時。
- (4) 本規約もしくは別に定める規約に違反したとき。
- (5) 当会の議決を無視する行為があったとき。

第9条

資格を喪失したものは会員としての一切の権利を失う。又納入した金銭その他 当会の資産に対してなんらの請求をすることができない。

第10条 役員

当会に次の役員を置く

会 長 1名

第11条

会長は当会を代表し、会の業務を統括する

第12条

当会の会計年度は毎年 11 月 1 日に始まり 10 月 31 日に終わる。

第13条

当会規約の変更は、会長に一任され関係者に通知される。

第14条

当会は航空法その他の法令の定めるところに従い、航空機の安全運航の確保に努めるとともに事故防止にはもっとも努力しなければならない。

(付 則)

1 本規約は平成 22 年 10 月 1 日より適用する。

2 今日現在、会長： P. F. Steeger